

## 第8章 震災からの再生期における高齢者支援

東日本大震災によって被災した高齢者の状況をみると、癒えない心の傷、今後の生活に対する不安、体の変調等で悩まれている方も少なくありません。また、震災により変容した生活環境の中で心身の機能が衰えてしまう方、仮設住宅等への生活拠点の移動を余儀なくされて日常生活に不便を感じておられる方等、一人ひとりの支援のニーズは様々であると考えられます。

第6期計画期間は、本市においては震災から5年目の再生期に入り、仮設住宅等から復興公営住宅へ転居される方や被災市街地復興土地区画整理事業の一部供給に伴い、新たな住宅が整備される等、既存地域住民のコミュニティ及び新たな街づくりのための地域コミュニティの形成に向け、高齢者の方々に対し、今後継続的に支援を図ります。

### 1 被災高齢者の健康支援と医療の確保

#### (1) 心のケアの実施

○震災後、復興住宅への移行期を迎え、住居やコミュニティの変化、人間関係のトラブル等により、心のケアが必要な被災者に対し、関係機関と連携しながら各種事業を実施し、継続的な支援を行います。

#### 【主な取り組み】

##### ① 専門職による相談事業の実施

医師、臨床心理士、精神保健福祉士等による来所・訪問・電話相談並びに相談会を開催します。

##### ② 講演会等の開催

市や関係団体が共同で講演会等を開催します。

##### ③ 傾聴ボランティア活動の推進

傾聴ボランティアによる傾聴活動並びに傾聴ボランティアを養成・育成します。

## （2）生活習慣病・生活不活発病の予防

○震災後、認知症や要介護状態の方が増加している現状であり、環境の変化やストレスによる、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の重症化、活動量の低下による生活不活発病等の啓発や予防のために、健康教育や健康相談、運動教室、介護予防事業を実施します。

### 【主な取り組み】

#### ①健康教室や相談会の開催

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象に、生活習慣病の重症化を予防し、認知症や要介護状態のリスクを低下できるような、健康教室や相談会を開催します。

#### ②運動教室の開催

運動普及ボランティア（ダンベルリーダーと同義）の協力を得ながら、仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象とし、生活習慣の改善や介護予防を目的とした運動教室等を開催します。

#### ③介護予防教室の開催

地域包括支援センターとの連携により高齢者の仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした介護予防教室等を開催します。

## （3）栄養・食生活支援及び口腔ケア対策の実施

○震災後の栄養状態の低下や調理意欲の低下、生活習慣病の悪化を防ぐために健康教室や健康相談会、栄養・食生活支援事業を実施します。

○高齢者の誤嚥性肺炎の発症予防や口腔機能の低下を防ぐため、健康教室や歯科相談会を開催するとともに、訪問による口腔ケア指導等を実施します。

### 【主な取り組み】

#### ①栄養教室や栄養相談会の開催

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象とした栄養教室や栄養相談会を開催します。

#### ②栄養士の電話・訪問による支援

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象とした栄養士による電話相談や訪問相談を実施します。

#### ③歯科衛生士による健康教室や歯科相談会の実施

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象に、歯科衛生士による健康教室や歯科相談会を実施します。

#### ④訪問による口腔ケア指導の実施

仮設住宅及び復興住宅入居者や在宅被災者を対象に、訪問による口腔ケア指導を実施します。

#### (4) 再生期における診療体制の整備

- 石巻市立病院が果たしてきた役割を踏まえ、震災時においても機能する病院として、平成28年に開院し、石巻赤十字病院との機能分化・連携強化を図るほか、「急性期医療」、一部2次救急患者を受け入れる「1.5次救急」、回復期において医療提供を行う「亜急性期医療」、健康状態に回復させ早期社会復帰を目指す「回復期医療」、痛み等の諸症状コントロールにより患者及び家族の負担軽減を図る「緩和ケア」を行うとともに、在宅医療の拠点施設として、本医療圏における切れ目のない医療の提供に努めます。
- 石巻市立病院の開院までの間は、石巻市立病院開成仮診療所において、市立病院の医療資源を最大限に活用しながら、外来にとどまらず保健活動にも重点を置き、さらに市内全域での在宅医療に取り組みます。
- 夜間急患センター、雄勝診療所、雄勝歯科診療所、橋浦診療所、寄磯診療所を設置しており、引き続き1次救急医療やへき地医療の確保に努めていきます。
- 震災により診療所や病院が減少した中で、休日や夜間の救急医療を確保するため、民間医療機関と連携し、在宅当番医制や病院群輪番制を引き続き実施します。

## 2 被災高齢者への生活支援

### （1）相談支援等の充実

○応急仮設住宅建設地域内に整備したささえあいセンター（応急仮設住宅サポートセンター）や包括ケアセンターを中心に、各種相談支援事業等を実施します。

#### 【主な取り組み】

##### ①相談支援事業の実施

ささえあいセンターを中心に、地域包括支援センター等との連携による適切なニーズ把握を行い、相談支援を実施します。

##### ②ICT 地域のきずな再生事業の実施

保健師、訪問支援員等関係スタッフがタブレット端末を活用し、被災者の必要な情報の検索及び情報提供をタイムリーに行うとともに、被災者の健康情報や相談履歴を共有することで効果的な支援を実施します。

### （2）見守り等の実施

○要援護者をはじめ、個々の状況にあわせたサービス提供ができるように、関係機関等による見守りを強化します。

#### 【主な取り組み】

##### ①被災者見守りシステムの実施

ひとり暮らし高齢者等の不安解消を図るため、見守りシステム（緊急通報装置）の設置を推進します。

##### ②仮設住宅の訪問巡回

仮設住宅（みなし仮設住宅を含む。）における、訪問や声かけを継続して実施します。

### 3 被災高齢者を支える地域づくり

#### （1）民生委員・児童委員活動の推進

- 被災地の復興や復興公営住宅等新たなコミュニティ形成等を踏まえ、民生委員・児童委員の担当地区及び定数を見直し、民生委員・児童委員が必要となる地域の委員の選任を行い、活動の強化を図ります。

#### （2）各種福祉サービスとサービス事業者への支援

- サービスを必要とする高齢者、要支援・要介護者、障がい者等に対して地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等との連携により、適切な情報提供や相談支援の強化を図ります。
- 応急仮設住宅、在宅等で増加する要援護者に対して、ささえあいセンターの活用等により、生活支援、孤独感の解消、心のケアのほか、必要に応じた福祉サービスを提供します。

#### （3）適切な支援をつなぐ地域づくり

- 適切な支援をつなぐ地域づくりのため、コミュニティ再生への支援と各サービスの連携を図る地域福祉コーディネーターの育成・配置を進めます。

#### （4）災害時における要援護者への対応策の強化

- 他の自治体、事業所、医療関係団体等と災害時における要援護者等の受入協定等の締結を推進します。
- 災害時における保健・福祉・医療・介護等、各分野の連携体制の再構築を図ります。

#### 【主な取り組み】

##### ①福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定の締結

災害発生時に、指定避難所での避難生活が困難な要援護者のために開設する福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定の締結を促進します。

##### ②市街地再開発事業等との連携

中心市街地における市街地再開発事業等との連携により、被災高齢者を支える地域づくりの実現を目指します。